墓 石 等 の 設 置 ・ 撤 去 工 事 に 係 る

公営霊園臨時使用許可申請及び工事届について

　（令和元年７月作成）

一般財団法人　川西市都市整備公社

〒666-8501　川西市中央町12番1号　川西市役所5階

☎　072-740-1219

川西市公営霊園管理事務所

〒666-0144　川西市柳谷字鷹尾山馬古場12番地の１

☎　072-799-2030

墓石等施工基準について

川西市公営霊園では、墓石等を設置する場合の制限を設けていますので、下記基準図のとおり施工してください（公営霊園使用規程施行要領第6条第3項各号）。≪高さは路面を起点としています。≫

1. 巻石は、境界とその距離を1cm以上とるものとすること。
2. 巻石及び盛土の高さは、20cm以下とすること。ただし、玉垣と一体式のものについては、その高さを50cm以下とすること。
3. 墓石及びこれに類するものの高さは、180cm以内とすること。
4. 墓碑は1墓所1基とし、使用者名を刻印すること。
5. 植栽は、常に高さ80cm以下に整形できる樹種を選び、隣地又は通路に支障を及ぼさないようにすること。

墓石等施工基準図（平面図・立面図）



平面図



立面図

**巻石等の寸法**

* 2㎡墓所

間口123cm以内

奥行160cm以内

* 3㎡墓所

間口148cm以内

奥行200cm以内

* 巻石の高さは、20cm以下とし、玉垣と一体式のものは、50cm以下としてください。
* 墓石の高さは、180cm以内とし、巻石は境界から1cm以上離してください。

巻石等施工基準図（巻石・玉垣）



巻石等の寸法

2㎡墓所

間口123cm以内

奥行160cm以内

3㎡墓所

間口148cm以内

奥行200cm以内

20cm以下

巻石



玉垣

20cm以下

巻石

巻石と玉垣が一体式のものについては、高さ50cm以下とすること



50cm以下

玉垣

玉柱

公営霊園臨時使用許可及び工事届について

1. 公営霊園臨時使用許可申請

巻石や墓碑の設置・撤去など、墓石等に関する設置・撤去工事を行う際には、事前に公営霊園臨時使用に関する許可を受けていただく必要があります。

申請書類に施工事業者の印鑑を押印（個人事業主等の場合は、署名もしくは記名押印）し、担当者名、連絡先を記入してください。墓石建立図（公社指定の様式）、その他参考図を添付して提出ししてください。

申請書類の様式は、（一財）川西市都市整備公社に設置しています。また、市のホームページ（川西市公営霊園　　　　　　　）からダウンロードできます。

検索

1. 申請書類の提出受付

【提 出 先】（一財）川西市都市整備公社（川西市役所５階７番窓口）

【受付日時】平日〔年末年始（12/29～翌年1/3）は除く〕の午前９時から午後５時３０分

* 令和3年3月31日までは、午後5時30分まで受け付けます。

【受付期間】工事開始日の1か月から2日前まで

1. 公営霊園臨時使用手数料　　3,000円（消費税込み）
2. 工事許可期間　　１か月以内
3. 工事が実施できない期間（許可期間内であっても、以下の期間は工事できません。）
	1. 土・日曜日及び祝日
	2. お盆（8/12～8/16）
	3. 彼岸（彼岸の入りから明けまでの1週間　3月・9月）
	4. 年末年始（12/28～翌年1/4）
	5. その他公社理事長が指定する日
4. 工事施工〔霊園内への資材の搬入含む〕時間　　午前９時から午後５時まで
5. 工事届出書（着手・完了）の提出と完了検査

【提 出 先】川西市公営霊園管理事務所（川西市柳谷字鷹尾山馬古場１２番１号）

【受付時間】午前9時から午後5時（年末年始12/29～1/3は除く。）

* 工事届出書（着手）：墓石建立図（公社指定の様式）、その他参考図を添付し、工事前に提出
* 工事届出書（完了）：完了検査を受ける時に提出

【完了検査】工事完了時に必ず公営霊園管理事務所職員の完了検査（撤去時は、埋め戻し前と後２回）を受けてください。

1. その他注意事項
	1. 作業中の注意事項（施工事業者）
		* モルタル練りは多少にかかわらず「ふね」「鉄板」等を使用すること。
		* 土・砂利等は道路等に直接置かず、必ず「シート」を使用すること。
		* 公営霊園内において、墓石等の材料の運搬や機材の使用により、他の墓石や建物に傷や破損をさせないよう注意し、もし、起こった場合は、必ず管理事務所に申し出るとともに、施工事業者の責任で対応すること。
	2. 後片付けに関する注意事項（施工事業者）
		* 工事において残った土やモルタル等は、必ず持ち帰ること。公営霊園内での廃棄はできません。
		* 工事に使用した工具類を洗うときは、指定された場所で行うこと。
		* 工事完了時には、霊園管理事務所の完了検査を必ず受けること。
	3. その他
		* 公営霊園内での一切の営業活動は禁止します。
		* 公営霊園内に建札や貼り紙をしないこと。
		* 無届けで作業を行った場合は、臨時使用許可がでるまで工事作業を差し止めます。
		* 建立済みの墓石や霊標へ埋蔵者名等の彫込工事のみを行う場合は、「墓碑及び霊標等彫込工事届」を公営霊園管理事務所に提出してください（臨時使用許可申請は不要）。